

重要事項説明書（訪問介護）

1 事業の概要

事業者名 公益財団法人横須賀市健康福祉財団
事業所名 よこすかヘルパーステーション
所在地 〒238-0014 横須賀市三春町2丁目12番地
介護保険事業所番号 1471900033
管理者 新倉 仁
連絡先 電話 046-828-4488
FAX 046-823-8077
携帯 090-4005-8229（営業時間以外）
サービス提供地域 横須賀市内
併設サービス（居宅サービス） 居宅介護支援 訪問看護
（介護予防サービス） 介護予防訪問看護 第1号訪問事業

2 事業所の職員体制等（訪問介護に従事する者）

令和7年4月1日現在

【 職 種 】	人 員
管理者	1名
サービス提供責任者	3名
登録訪問介護員	57名
【 資 格 所 有 者 】	人 員
介護福祉士	24名
介護職員基礎課程修了者	1名
ホームヘルパー2級	37名
初任者研修修了者	2名

3 営業日・時間

月曜日～金曜日 8時30分～17時

休日 土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日

4 サービス内容等

- （1）「訪問介護」は、利用者の居宅（自宅）において介護福祉士その他政令で定める者を派遣して、排泄、食事等の身体介護及び調理、掃除等の生活援助その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。
- （2）訪問介護計画書に従ってサービスを行います。
- （3）事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備し、その対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について職員に周知し、また職員に対し研修を定期的に実施し、これらの措置を適切に実施するための担当者をおくなど必要な措置を講じています。
- （4）事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、その対策を検討する委員会を定期的に開催し、又職員に対し研修及び訓練を定期的に実施するなど必要な

措置を講じています。

- (5) 事業者は、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的、継続的に提供されるように業務継続計画を予め策定し、必要な研修や訓練を定期的
に実施し、感染症や災害発生時には、計画に従って速やかに必要な措置を講じていま
す。
- (6) 事業者は、職場や訪問先でのハラスメントの発生又は再発を防止するための指針を整
備するとともに、相談・対応体制の整備（当事者の保護を含む。）及びマニュアルを併
せて整備し、又研修を実施するなど必要な措置を講じています。

5 サービス提供の記録・保存等

- (1) サービスを提供した際には、「サービス実施記録」に必要事項を記入して、利用者の
確認を受けます。
- (2) 事業者は、前記の「サービス実施記録」その他の記録を作成し、完結の日から5年間
は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交
付することができます。

6 利用者負担

利用者負担については、別添料金表の通りです。

※ 訪問介護においては、利用者宅への移動以外で交通費を要する場合、実費を現金で
お支払いいただきます。

自己負担金は、自動口座引き落とし（原則ご指定の金融機関の口座から月1回引き落と
し）となります。ただし、認定申請中の新規及び区分変更申請中の場合、認定期間確定後
にまとめてお支払いいただく場合があります。

サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合は、全額自己負担となりま
す。（詳細は居宅介護支援事業者にご相談ください。）

7 事故発生時の対応

- (1) 事故発生の際は、直ちにご家族及び居宅介護支援事業者、並びに保険者（市町村）に
連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償し
ます。

8 緊急時の対応

- (1) サービスの提供にあたって、利用者に急変が生じた場合その他、必要な場合など、緊
急の連絡先として主治医又は協力機関と連絡をとり、連絡体制の確保及び必要な措置
を講じます。（緊急連絡先票を作成します。）
- (2) 利用者又は家族より緊急で居宅サービス計画にない身体介護の依頼があった場合、居
宅介護事業者が必要と認めた時に限り対応します。

連絡先電話 046-828-4488

受付時間 8時30分～17時

対応可能時間 8時30分～17時（時間外については要相談となります。）

9 非常災害時

非常災害の際、事業所の滅失や重大な毀損などにより、利用者に対する訪問介護サービスの提供が不可能になる場合があります。

- (1) 自然災害（地震・津波・台風・大雨・洪水・大雪等）
- (2) 交通災害（道路の破損・工事等）

10 秘密の保持

事業者又は従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報においては、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはありません。

11 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用のキャンセルをする際には、前日の17時までにご連絡ください。

連絡先 電話 046-828-4488
 FAX 046-823-8077

受付時間 8時30分～17時
 (12月29日から1月3日を除き毎日対応します。)

- (2) キャンセル料について

ア 前日までにキャンセルのご連絡があった場合、キャンセル料はいただきません。

イ 当日キャンセルのご連絡があった場合 1,000円

ウ キャンセルのご連絡がなく、ヘルパーが訪問してしまった場合 2,000円
(当日キャンセルのご連絡が訪問時間の直前で、ヘルパーに連絡がつかない場合も含みます。)

エ イ、ウ 項について正当な理由がある場合、やむを得ない事由と認める場合はこの限りではありません。

オ キャンセル料は自動口座引き落としとなります。

12 相談窓口、苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

公益財団法人横須賀市健康福祉財団 よこすかヘルパーステーション

相談窓口 電 話 046-828-4488
 FAX 046-823-8077

受付時間 8時30分～17時
 (土曜日・日曜日・祝日、12月29日～1月3日を除く)

担 当 者 新倉仁・櫛しのぶ

- 公的機関においても次の窓口で苦情申請等ができます。

・横須賀市民生局福祉こども部介護保険課給付係

電 話 046-822-8253
FAX 046-827-8845

受付時間 平 日 月～金 8時30分～17時15分(年末年始を除く)

・神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係

電 話 045-329-3447

受付時間 平 日 月～金 8時30分～17時15分(年末年始を除く)

13 禁止行為

- (1) 利用者又はその家族などによる次の行為を禁止します。
- ア 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 - イ 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ウ 職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為）
- (2) 上記の行為が認められた場合は、契約書第9条第1項に定める不信行為に当たるものとして、契約を解約することがあります。

14 その他

- (1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
- ア ヘルパーは医療行為はいたしかねますのでご了承ください。
 - イ ヘルパーは買い物等に伴う小額の金銭の取り扱いは可能ですが、利用者の通帳・印鑑・キャッシュカード等はお預かりできません。また、買い物等に伴う金銭の取り扱いには「サービス実施記録」を使用します。
 - ウ ヘルパーは介護保険制度上、利用者の介護や家事の準備等を行うこととされています。それ以外の業務（家族の方の食事の準備など）については行いません。
 - エ ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしは、遠慮させていただきます。
 - オ 訪問に際しては、ヘルパーが感染源になることを予防し、また感染の危険から利用者を守るため、事業所で用意したマスク、使い捨ての手袋や携帯用手指消毒液などを携行しています。（感染症と食中毒対策の研修を年1回行っています）
- (2) 従業者に対し、年1回健康診断を実施して健康管理に努めています。
- (3) 研修については、ヘルパーの資質の向上を図るために、必要に応じて研修の機会を次の通り設けるものとします。

ア 採用時研修	採用後3ヶ月以内	イ 継続研修	年1回以上
ウ ヘルパー研修	月1回	エ その他	随時